

「地域・市民社会における子ども支援」を考える

—子どもの権利条約の国連採択 30 年・日本批准 25 年を踏まえて—

子どもオンブズパーソン研究会

子どもの権利条約総合研究所

公益社団法人子ども情報研究センター

本研究会は「子ども支援」をテーマに2005年から始まり、毎年2回開催しています。今日、子ども支援のために何が必要か、何ができるのか。そのアプローチを明らかにしていくことを目的としています。

子どもの権利条約が1989年に国連で全会一致により採択されて30年がたち、この条約を日本が1994年に批准して25年が経過しました。ようやく2016年、児童福祉法が改正され、子どもの意見の尊重（条約第12条）を通して子どもの最善の利益（同第3条）を実現するという、この条約の精神が位置づけられました。さらに2019年の改正では、「児童の権利擁護」とりわけ

「親権者等による体罰の禁止」、「児童の意見表明権を保障する仕組みの検討」等が提示されました。また教育関連法においても、2016年には子どもの権利条約に則る立法として普通教育機会確保法が制定されています。総じて、自治体の子ども施策とともに、地域・市民社会における子ども支援の取り組みの重要性が、いっそう大きくなっているといえるでしょう。

こうした動向を受け止めるなかで前回に引き続き標記のテーマを設定しました。いま地域・市民社会において、実際に取り組まれている子ども支援の実践を報告していただきます。

□日時 2020年2月22日(土) 13:00~16:45 (受付12:45~)

□会場 HRCビル(申込書参照)4階 第1研修室A

□テーマ 「地域・市民社会における子ども支援」を考える

□内容(日程)

基調 子どもの権利条約批准25年の経過と「子ども支援」をめぐる課題
吉永 省三 (千里金蘭大学)

報告(1) 地域だからできる子ども支援の取り組み
——市民参加でつくる多世代居場所づくり10年の経験から
報告者 水木 千代美 (さたけん家主宰代表)

2011年から吹田市佐竹台で多世代の居場所「さたけん家」を運営。親子の居場所「おひさまクラブ」、小中高生の学習支援「さたけ教室」、おとなから仕事の話聞く「JOBCAFE」、生きる力を育む「ゆめのみ教室」(小学生対象)などを実施。

報告(2) 子どもに直接届く「子ども支援」を地域に

報告者 西川 奈央人 (NPO法人西淀川子どもセンター代表理事)

2007年から大阪市西淀川区で「子どもが気軽に相談に来られる場所を地域に」との思いから子どもの居場所づくりに取り組む。「いっしょにごはん!食ベナイト?」(子どもの居場所活動)など、子どもに直接届く「子ども支援」の活動を展開中。

質疑と討議 コーディネーター 浜田 進士 (子どもの権利条約総合研究所)
田中 文子 (子ども情報研究センター)

□参加費 800円(子ども情報研究センター正会員600円)

□申込み 申込書に記入の上、子ども情報研究センターまでFAXまたはメールで。